

職場の労働問題でお困りの方へ ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

神奈川県労働局
(P 1・2)

法テラス
(P 7)

神奈川県司法書士会
(P 9)

神奈川県かながわ
労働センター
(P 3)

神奈川県弁護士会
(P 8)

横浜しごと
支援センター
(P 5)

川崎市
(P 6)

神奈川県社会保険労
務士会
(P 10)

～紛争解決制度を利用したい方～

神奈川県労働局
(P 1・2)

神奈川県弁護士会
(P 8)

神奈川県社会保険労
務士会
(P 10)

神奈川県かながわ
労働センター
(P 3)

神奈川県労働委員会
(P 4)

神奈川県司法書士会
(P 9)

神奈川県行政書士会
(P 11)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

各簡易裁判所
(P 12)

各地方裁判所
(P 12)

問い合わせ先

総合労働相談コーナー

神奈川県内 14 か所あります。

- 1 雇用環境・均等部指導課
横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎13階
☎045-211-7358
- 2 横浜駅西口
横浜市西区北幸1-11-15
横浜STビル11階
☎045-317-7830
- 3 横浜南労働基準監督署内
横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎9階
☎045-211-7374
- 4 鶴見労働基準監督署内
横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18
☎045-501-4968
- 5 川崎南労働基準監督署内
川崎市川崎区宮前町8-2
☎044-244-1271
- 6 川崎北労働基準監督署内
川崎市高津区溝口1-21-9
☎044-820-3181
- 7 横須賀労働基準監督署内
横須賀市新港町1-8
横須賀地方合同庁舎5階
☎046-823-0858
- 8 横浜北労働基準監督署内
横浜市港北区新横浜3-24-6
横浜港北地方合同庁舎3階
☎045-474-1251
- 9 平塚労働基準監督署内
平塚市浅間町10-22
☎0463-43-8615
- 10 藤沢労働基準監督署内
藤沢市朝日町5-12
藤沢労働総合庁舎3階
☎0466-23-6753
- 11 小田原労働基準監督署内
小田原市浜町1-7-11
☎0465-22-7151
- 12 厚木労働基準監督署内
厚木市中町3-2-6
厚木Tビル5階
☎046-401-1641
- 13 相模原労働基準監督署内
相模原市中央区富士見6-10-10
相模原地方合同庁舎4階
☎042-752-2051
- 14 横浜西労働基準監督署内
横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7
保土ヶ谷駅ビル4階
☎045-332-9311

利用できる制度

制度概要等

簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！

総合労働相談

解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。

【費用】

無料。

【相談方法】

電話又は面談。予約不要。

【相談日時】

●総合労働相談コーナー
(横浜駅西口除く)

月曜日～金曜日 8:30～17:15

●横浜駅西口総合労働相談コーナー
月曜日～金曜日 11:00～18:30

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。

神奈川労働局長による助言・指導

民事上の個別労働紛争について、神奈川労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

【費用】

無料。

神奈川紛争調整委員会によるあっせん

民事上の個別労働紛争について、神奈川労働局長から委任を受けた神奈川紛争調整委員会（弁護士、大学教授、特定社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

手続が迅速かつ簡便です。紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。

非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。

【費用】

無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">神奈川労働局</p>	<p>神奈川労働局 雇用環境・均等 部指導課</p> <p>(住所) 横浜市中区 北仲通 5-57 横浜第 2 合同 庁舎 13 階</p> <p>(電話) 045-211-7380</p> <p>【特長】 簡易・迅速・無 料・秘密厳守の 紛争解決援助サ ービス！</p>	<p>相談</p>	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊 娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セク シュアルハラスメント、育児・介護休業、パ ートタイム労働者の均等・均衡待遇など、男 女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパ ートタイム労働法に関するご相談を受け付 けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付け ていません。</p>
		<p>労働局長による 紛争解決の援助</p>	<p>【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に関わる民事上の個別 労働紛争について、当事者双方の意見を聴取 し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必 要な具体策を提示（助言・指導・勧告）する ことにより、解決を図る制度です。 なお、相手方が不参加の意思表示を行った 場合、解決の見込み及び合意が図られない場 合、同手続きは、打切り終了となります。 非公開のためプライバシーは保護され、援 助を申立したことを理由に事業主が不利益 取扱いをすることは禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>
		<p>調停</p>	<p>【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に関わる民事上の個別 労働紛争に関して、労働局長から委任を受け た紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会 保険労務士等の委員で構成）から選任された 調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施し ます。 なお、相手方が不参加の意思表示を行った 場合、解決の見込み及び合意が図られない場 合、同手続きは、打切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合は、 合意された内容は、民法上の和解契約の 効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調 停を申請したことを理由に事業主が不利益 な取扱いをすることは禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県（労働センター）	<p>かながわ労働センター</p> <p>本所 【住所】 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階 【電話】 045-662-6110 （労働相談直通番号） 045-633-6110(代)</p> <p>川崎支所 【住所】 川崎市高津区溝口 1-6-12 県高津合同庁舎 4 階 【電話】 044-833-3141(代)</p> <p>県央支所 【住所】 厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎 3 号館 2 階 【電話】 046-296-7311</p> <p>湘南支所 【住所】 平塚市西八幡 1-3-1 県平塚合同庁舎別館 【電話】 0463-22-2711(代)</p> <p>【特長】 労働問題全般に関して 中立的な立場からアドバイスをします。 女性、外国人の方の専用相談窓口があります。</p> <p>かながわ労働センター ホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/</p>	<p>相談</p>	<p>【制度概要】 賃金や労働時間などの労働条件、解雇や退職、パワハラ等、労働全般に関するさまざまな問題について、職員や弁護士、カウンセラーが相談を受け付けています。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談方法】 面談又は電話（弁護士労働相談、女性のための女性弁護士労働相談、働く人のメンタルヘルズ相談は面談のみ）</p> <p>●一般労働相談（本所、川崎支所、県央支所、湘南支所） 【相談日時】 月～金曜 8:30～12:00、13:00～17:15 【電話】 左記、各所問い合わせ先へ。</p> <p>●出張労働相談（本所、県央支所、湘南支所） 横須賀市、相模原市、小田原市及び開成町内にて定期的に実施。（場所、相談日時等は http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7131/ をご覧ください。）</p> <p>●日曜労働相談（本所） 【相談日時】 毎週日曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 【電話】 045-633-6110（代）</p> <p>●夜間労働相談（本所） 【相談日時】 毎週火曜日 17:15～19:30 【電話】 045-662-6110（直）</p> <p>そのほか次の相談を行っています。 詳細は http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4083/ をご覧ください。</p> <p>●女性のための労働相談（本所：弁護士による相談は事前予約制） マザーズハローワーク横浜内で女性相談員や女性弁護士が、マザーズハローワーク相模原内で女性弁護士が、それぞれ対応。</p> <p>●外国人労働相談（本所、県央支所） 大学教員、弁護士等の専門相談員が通訳とともに対応。 ・中国語、スペイン語、ポルトガル語</p> <p>●弁護士労働相談（本所、川崎支所、県央支所、湘南支所：事前予約制） 労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が対応。</p> <p>●働く人のメンタルヘルズ相談（本所：事前予約制） 職場の悩みや心身の不調について、専門のカウンセラーが相談に応じます。</p>
		<p>あっせん指導</p>	<p>【制度概要】 相談される方や相手方から希望があった場合、かながわ労働センターが、労使の間に入って、自主的な話し合いや、解決に向けたお手伝いをさせていただくものです。（※事案によってはあっせん指導を行えないこともあります。）</p> <p>※労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度を利用することになります。</p> <p>【費用】 無料</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">神奈川県労働委員会</p>	<p> かながわ労働センター (045-662-6110) 川崎支所 (044-833-3141) 県央支所 (046-296-7311) 湘南支所 (0463-22-2711) </p> <p> 【特長】 公益委員・労働者委員・使用者委員の計3人のあっせん員が行います。 </p> <p> 【注意】 労働委員会では直接あっせんの申請の受付は行っていません。事業所等の所在地を担当する労働センターにご相談ください。 </p>	<p style="text-align: center;">個別労働関係 紛争あっせん</p>	<p> 【制度概要】 まず、最寄りの労働センター・各支所にご相談ください。労働センターでは、相談の内容に応じた助言を行い、必要な場合にはあっせん指導（話合いの仲介等）を行います。あっせん指導によって解決しない場合でも、労働委員会のあっせんにより、解決をはかることが適当なときには、あっせんの申請ができます。申請は労働センターで受け付けています。 </p> <p> あっせんは、労働者個人と使用者との労働条件やその他の労働関係に関する紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りによる解決に向けて支援します。 </p> <p> ※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁又は不当労働行為救済の制度を利用することになります。 </p> <p> 【費用】 無料。 </p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
横浜市 (横浜しごとと支援センター)	横浜しごとと支援センター (住所) 中区万代町 2-4-7 横浜市技能文化会館内 (電話) 045-681-6512 【特長】 福祉部門等との連携がスムーズ！	相談 (労働相談)	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題から、社会保険まで、随時相談を受け付けています。
			【費用】 無料。
			【相談方法】 面談又は電話。
			【相談日時】 月曜～土曜日（祝日、年末年始は除く） 9:00～17:00（月、木曜日は 20:00 まで）
		相談 (法律相談)	【制度概要】 労働問題の中でも特に複雑・困難なものや訴訟について、労働問題専門の弁護士が相談に応じます。
			【費用】 無料。
			【相談方法】 面談（事前予約制） （同一内容での相談は、1人1回限り）
			【相談日時】 土曜日（祝日、年末年始は除く） 13:00～18:00（1回約 40 分）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
川崎市	<p>川崎市</p> <p>①経済労働局労働雇用部 (住所) 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル6階 (電話) 044-200-2272</p> <p>②中原区役所地域振興課相談情報担当 (住所) 中原区小杉町 3-245 (電話) 044-744-3156</p> <p>【特長】 市が行う就業支援事業等もご相談いただけます。</p>	<p>相談 ・ 情報提供</p>	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p>
			<p>【費用】 無料。</p>
			<p>【相談方法】 面談又は電話。</p> <p>※面談に予約は不要ですが、相談員が不在の場合もあるので、事前に電話で御確認いただきますようお願いいたします。</p>
			<p>【相談日時】 月曜～金曜日 (祝祭日、年末年始は除く)</p> <p>①経済労働局労働雇用部 (JR川崎駅・京急川崎駅から徒歩1分) 10:30～13:00、14:00～17:00</p> <p>②中原区役所 (JR武蔵小杉駅・東急武蔵小杉駅から徒歩5分) 8:30～12:00、13:00～15:00</p> <p>※上記、常設の労働相談窓口のほか、神奈川県かながわ労働センター川崎支所と共催で、弁護士労働相談、街頭労働相談を実施しています。</p> <p>[弁護士労働相談] 日程：毎月1回 会場：かながわ労働センター川崎支所</p> <p>[街頭労働相談] 日程：年6回程度 会場：市内の南部、中部、北部等で実施(川崎駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、東急鷺沼駅周辺など)</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日本司法支援センター 神奈川地方事務所（法テラス神奈川）</p> <p>法テラス神奈川 （住所）横浜市 中区山下町2 産業貿易セン タービル10階 （電話） 0503383-5360</p> <p>（サポートダ イヤル） （電話） 0570-078374</p> <p>【特長】 労働問題等の 様々な法律ト ラブルに対 応！</p>	<p style="text-align: center;">情報提供</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所。</p> <p>【受付日時】 ●法テラス神奈川 平日9:00～17:00 （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
	<p style="text-align: center;">民事法律扶助</p>	<p>【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。</p> <p>【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。</p> <p>【利用方法】 来所による面談（要予約） 電話での法律相談は行っていません。</p> <p>【注意点】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川 県 弁 護 士 会	<p>神奈川県弁護士会 関内法律相談 センター (電話) 045-211-7700</p> <p>【特長】 労働に関するさまざまなトラブルについて弁護士にご相談いただけます。</p>	法律相談	<p>【サービス概要】 突然の解雇や給料未払い、サービス残業、労働災害、過労死、労働条件の変更など、労働に関するさまざまなトラブルについての相談。</p> <p>【費用】 相談料 45分 7,500円(税込)</p> <p>【相談日時】 月曜・第2・4木曜日 13時15分から14時45分</p>
	<p>神奈川県弁護士会 紛争解決センター (電話) 045-211-7716</p> <p>【特長】 法律の専門家が公平・中立な立場で、トラブル解決のお手伝い!</p>		和解あっせん手続 ・仲 裁 手 続

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="text-align: center;">神奈川県司法書士会</p>	<p style="text-align: center;">神奈川県司法書士会事務局 (相談担当)</p>	<p style="text-align: center;">労働問題の無料電話相談</p> <p>※電話相談だけでは解決できないときは、対面での相談・委任もできます（有料）。</p>	<p>【サービス内容】 労働問題の無料電話相談 TEL：045-662-9133 毎週水曜日 13:00～16:00</p> <p>給料・残業代・退職金・解雇予告手当などの不払い、不当解雇、職場のいじめや嫌がらせ等の労働問題の悩みに、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。</p> <p>※司法書士の紹介は、随時下記にお問い合わせください。神奈川県司法書士会より、労働問題に詳しい司法書士をご紹介します。</p> <p style="text-align: center;">神奈川県司法書士会 横浜市中区吉浜町1番地 TEL：045-641-1372</p>
	<p>神奈川県司法書士会調停センター 住所：横浜市中区吉浜町1 電話：045-641-1553</p> <p>【特長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全件、法律家（司法書士）が調停人に就きます。 ・利用者の自己決定を尊重することを理念にしています。 ・利用者双方が同席する調停を実施します（例外あり）。 ・土日・夜間の調停実施が可能。 ・調停人が出張することが可能。 	<p style="text-align: center;">ADRセンター 裁判外紛争解決 手続 (ADR)による 調停</p>	<p>【サービス概要】 金額が140万円以内のトラブルについて、調停を実施しています。残業代の未払いやパワハラなど職場でのトラブルに対応いたします。</p> <p>労働問題以外にも、貸したお金の返済やお住まいの家賃・敷金のトラブルなど、身近なトラブルを扱っています。</p> <p>【費用】 有料。 ○トラブルの内容が30万円以下の場合 申込手数料 5,000円＋消費税 調停1回の費用 5,000円＋消費税 ○トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合 申込手数料 20,000円＋消費税 調停1回の費用 10,000円＋消費税</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県社会保険労務士会	神奈川県社会 保険労務士会 (所在地) 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4階 労務相談室 (電話) 045-650-5740	総合労働相談	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <p>【費用】無料 相談は、電話・面談共に最長30分程度でお願いしております。 主として問題解決の方向性をアドバイスします。</p> <p>【利用方法・相談時間】 ●電話相談 毎週 火曜日、木曜日 10時より16時まで ●面談相談 毎週 火曜日、木曜日 10時より15時まで (面談は、事前予約が必要です。)</p>
	社労士会労働 紛争解決セン ター神奈川 受付・事前相談を労務 相談室で行っております。 (電話) 045-650-5740 【特長】 労働関係諸法 令の専門家と しての強みを 発揮!		労働紛争解決 センターによる あっせん

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県行政書士会	<p>行政書士 A D R センター神奈川</p> <p>〒231-0023 横浜市中区山下 町 2 番地 産業 貿易センタービ ル 7 階</p> <p>☎045-577-6322</p> <p>【特長】 センターが実施 する調停人養成 研修を修了した 調停人が話し合 い解決のサポート を行う</p>	<p>A D R センター での話し合いによ る紛争解決</p>	<p>【サービス内容】</p> <p>【取扱う紛争】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県内において発生した自転車の走行に起因する交通事故(自転車と自転車、自転車と人、自転車と物) ●神奈川県内に事業所(派遣先の事業所を含む)を有する事業者に雇用されている外国人を一方または双方の当事者とする、当該事業所内における労働環境、職場環境に関する紛争及び神奈川県内の学校、専修学校、各種学校に在籍する外国人を一方または双方の当事者とする、教育環境に関する紛争。 <p>【利用方法・相談時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談 (毎週火曜日と木曜日 午後 1 時～ 4 時) ●面談相談 (毎週火曜日と木曜日 午後 1 時～ 4 時) <p>※電話相談で、紛争内容の概略をお伺いします。 電話相談の結果、当センターの利用を希望される場合、若しくは制度の内容のより詳しい説明を希望する人には来所いただき、重要事項の説明を行います。</p> <p>【制度概要】 行政書士 A D R センター神奈川では、当事者の話し合いによって、紛争事案に対する合意の成立をめざします。 話し合いでは、専門的な経験と所定の研修をつんだ調停人がサポートします。 話し合いは、3 回以内の期日で解決をめざしています。</p> <p>【費用】</p> <p>申立手数料 2, 0 0 0 円(消費税別) 期日手数料 調停期日一回につき、申立人、相手方双方各 2, 0 0 0 円(消費税別)</p> <p>※ 申立手数料は申立人の負担 ※ 第 1 回目の期日手数料は原則、申立人が相手方の分も含め負担する。ただし、話し合いにより折半することも可</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">裁 判 所</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">各地方裁判所</p> <p>横浜地方裁判所第7民事部 （住所）横浜市中区日本大通 9番地 （電話）045-345-4227</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">各簡易裁判所</p> <p>横浜簡易裁判所 （住所）横浜市中区日本大通 9番地 （電話）045-662-6971</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手段です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 労働審判手続（地方裁判所） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、調停（話し合い）による解決を試みながら、話し合いがまとまらない場合は審判を行う手続です。審判に対して異議申立てがあれば、訴訟に移行します。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合には簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。手続の途中で双方の解決の合意ができれば、和解によって終了することもあります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は主張と証拠の提出を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。
		<p>【費用】</p> <p>上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種類や請求する金額によって異なります。</p>
		<p>【ご注意】</p> <p>裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っていません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>